





沼田郡八木村御帖附御用木御見分御請書附

沼田郡

一杉壱本 長凡三間 廻り凡六尺

覚

細野 八木村

八幡社

一同壱本 長凡五間 廻り凡七尺五寸

> 小原 八幡社

一樫壱本 長凡弐間 廻り凡四尺五寸

同

長凡四間

X

先名惣兵衛 長百姓

一同壱本 長凡四間

平左衛門

杉壱本

廻り凡四尺五寸

廻り凡四尺八寸

同人

廻り凡五尺六寸 長凡弐間半

一樫壱本

長百姓吉右衛門

* (付紙)

改役上原村与兵衛殿伝ひ御用ニ被為仰付 此樫壱本枯木二相成侯二付、其段御注進申上侯処

(付紙)

同人御材木場へ被差出、 代銀四百目御下渡之事

御用木制度 松・杉等を指定

持主を登録し管理した 御帖附御用木 樹種・本数・

村役人・山番を監督した山目付藩有林の管理・育成、

天保十五年辰二月

被成候通相違無御座候、 右者古来ゟ御帖附御用木当度御改御見分 仍而御請書附差上

午以

庄屋

四月

甚右衛門

庄屋格与頭

与頭 忠左衛門

六兵衛

保右衛門殿

御山目附阿戸村

53

52

51